
「事業承継の最新動向 & ITを活用した これからの経営管理」



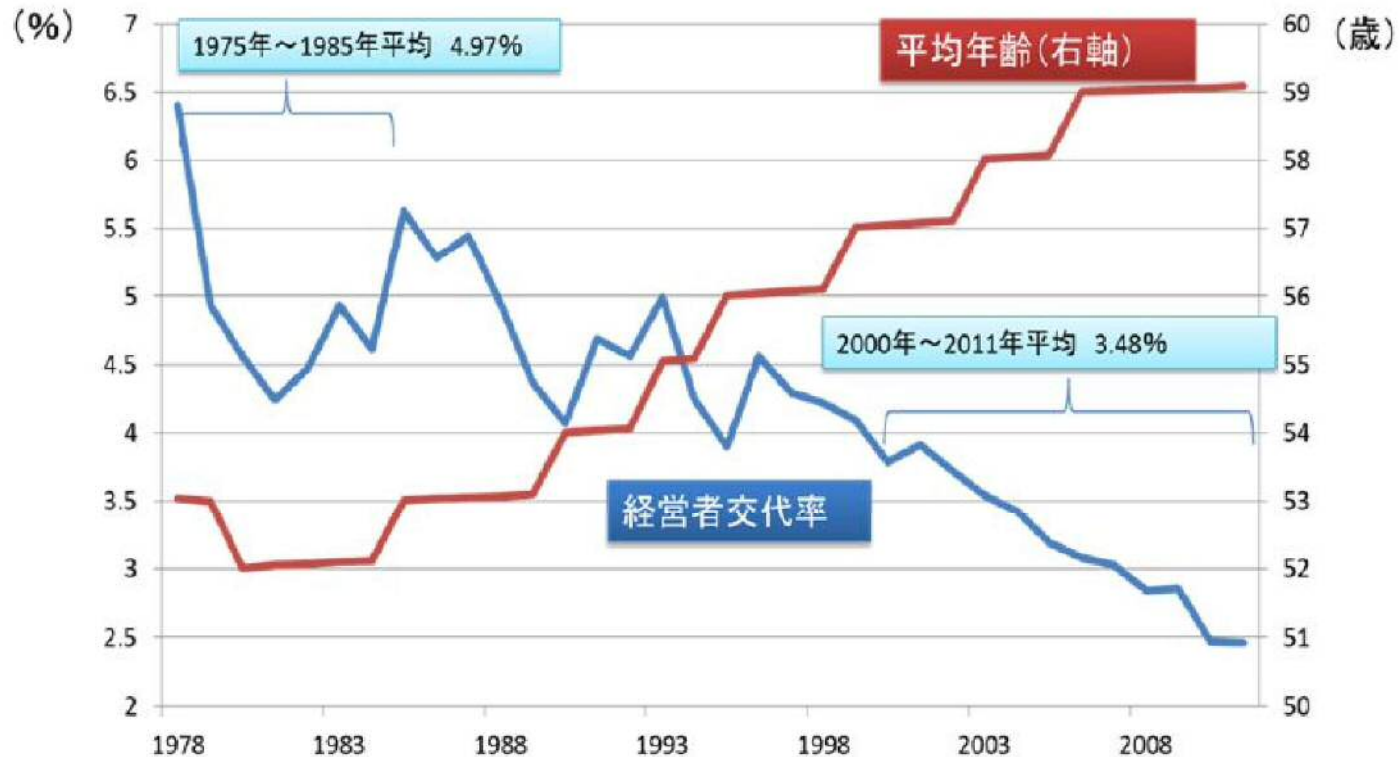
平成30年7月18日(水) コラッセふくしま 5F小研究室
福島県よろず支援拠点 コーディネーター
税理士・中小企業診断士 移川 康輔

SECTION	PAGE
第1章 統計から見る事業承継	3～9
第2章 事業承継対策手法	10～43

第1章 統計から見る事業承継

経営者の高齢化が進んでいる

【経営者の平均年齢と交代率】

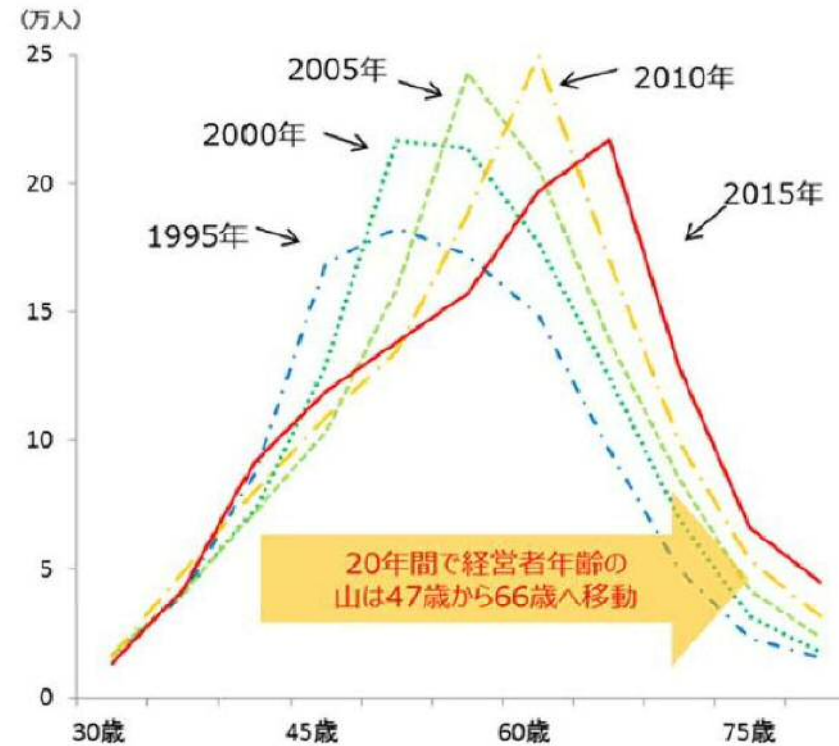


- 経営者の高齢化が進み、経営者の交代率が2011年には2.46%まで落ち込んでいる。
- 経営者の平均年齢は59歳9か月と、過去最高水準に到達

【出所: 中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)」】

経営者年齢の山はどう動く？

【年齢別に見た中小企業の経営者年齢の分布】

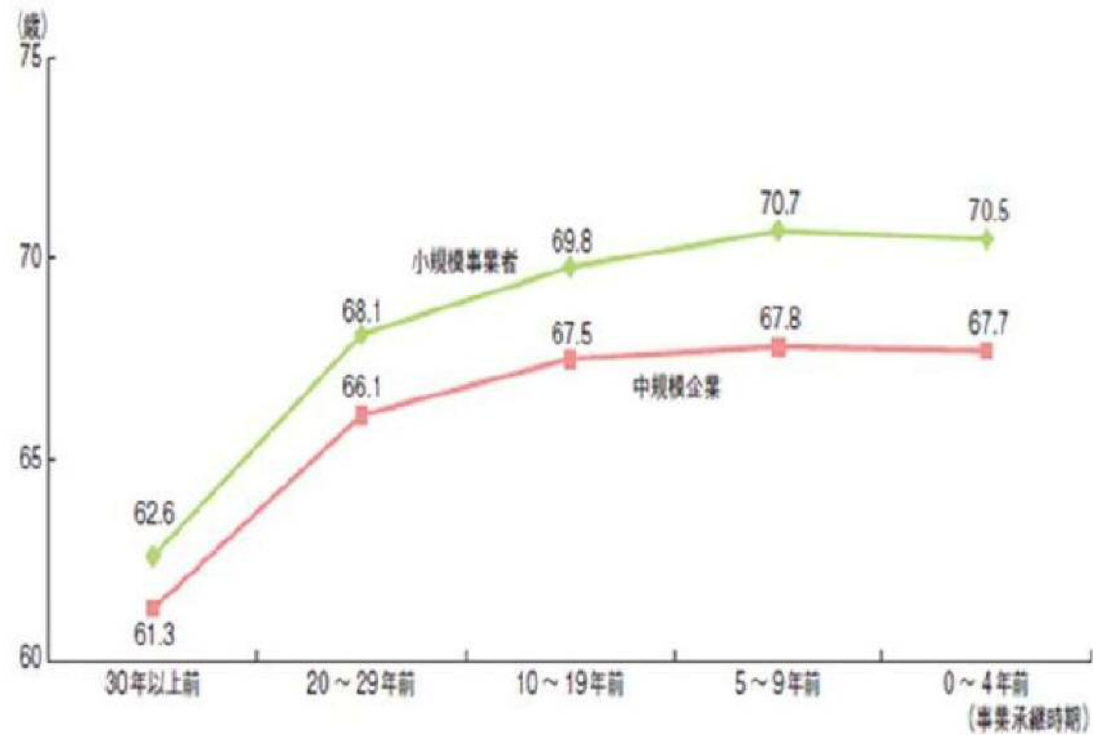


- 1995年頃は47歳前後であった経営者年齢のボリュームゾーンが2015年には66歳前後となる

【出所: 中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)」】

事業承継のタイミング到来

【経営者の平均引退年齢の推移】

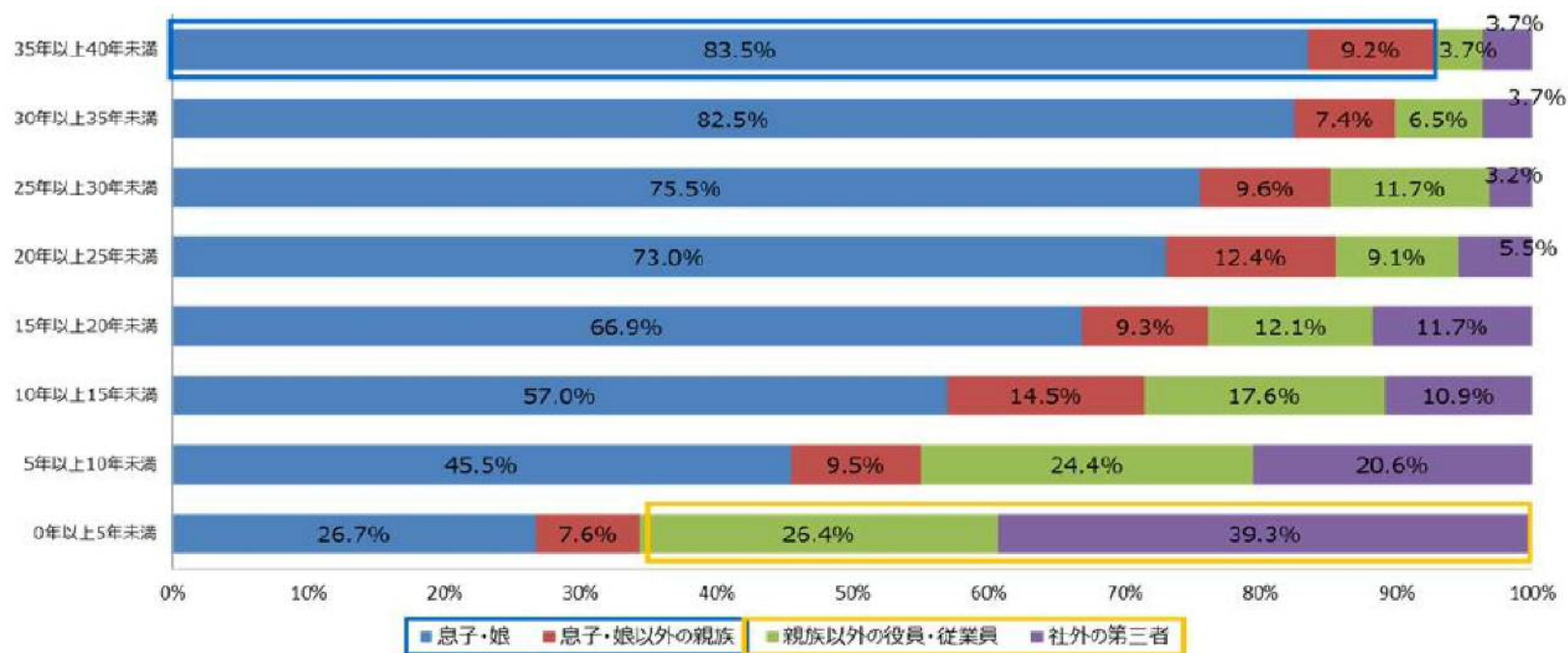


- 中小企業経営者の引退年齢は、平均67～70歳程度
- 今後5年程度で多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えることが想定

【出所: 中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)」】

親族外承継の増加

【経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係】

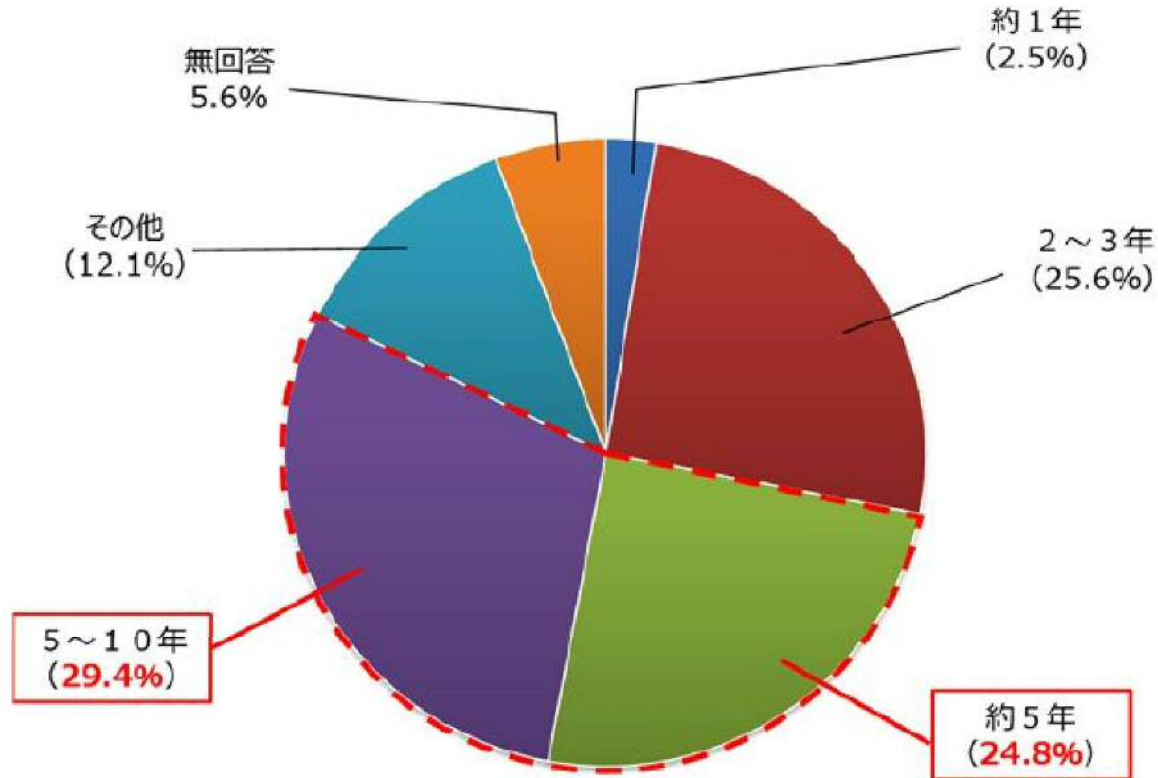


- 近年、親族内承継の割合の減少と親族外承継の割合の増加が生じている
- 在任期間が35年以上40年未満の層では、9割以上が親族内承継
- 在任期間が短いほど親族内承継の割合の減少と従業員や社外の第三者による承継の増加傾向が見られる

【出所: 中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)」】

事業承継には十分な時間が必要

【後継者の育成に必要な期間】

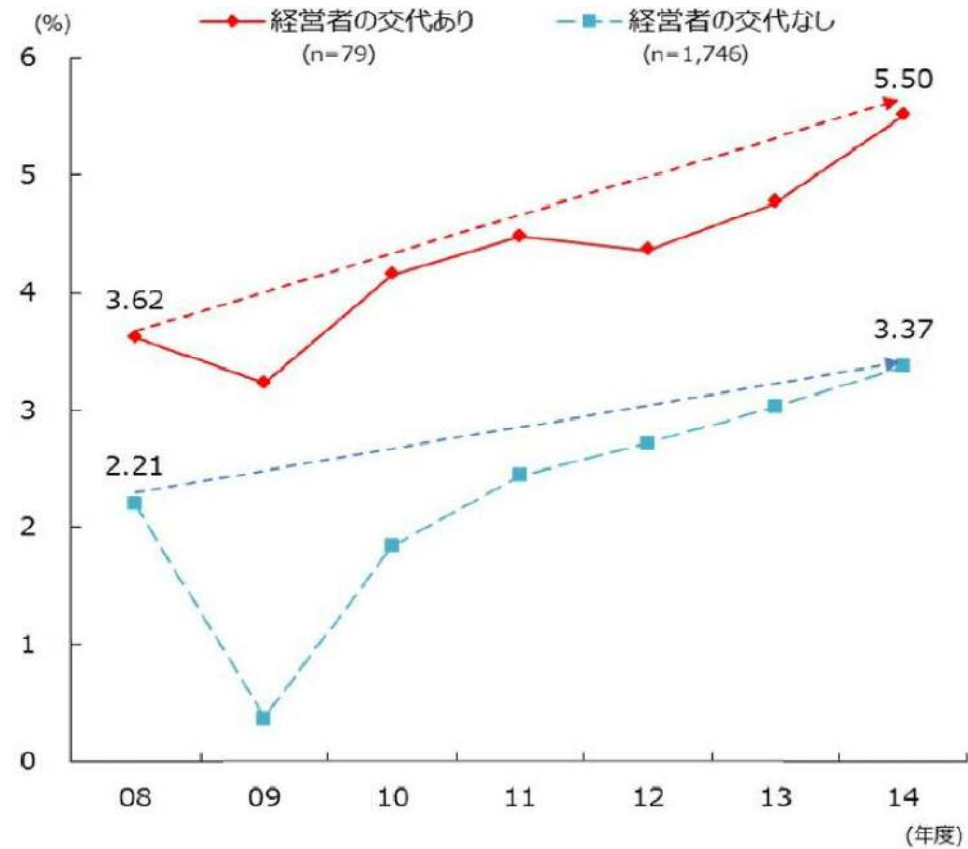


- 事業承継の準備には5年～10年程度要する
- 平均引退年齢が70歳前後であることを踏まえると、60歳頃には事業承継に向け準備の必要がある

【出所: 中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)」】

事業承継で収益性が向上する

【経営者の交代による経常利益率の違い】



- 経営者の交代があった中小企業において、交代のなかった中小企業よりも経常利益率が高いとの報告がある

【出所: 中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)」】

第2章 事業承継対策手法

事業承継の類型

親族内承継

特長

- ▶ 関係者から心情的に受け入れやすい
- ▶ 後継者を早期に決定し、時間をかけて準備できる
- ▶ 財産や株式を後継者に移転できるため所有と経営の一体的な承継が期待できる

課題

- ▶ 承継者にマネジメントスキル(資質)があるとは限らない
- ▶ 相続人が複数いる場合、後継者の決定や経営権の集中が困難
- ▶ 事業の将来性の不安、家業にとられない職業選択、安定した生活の追求等の子供の価値観が変化している
- ▶ 所得税、贈与税等の発生に伴う資金計画の作成が必要



Point

- ・他の会社へ一度勤務させ、別の視点で経営を学ばせる
- ・一部門(支店・事業部)の責任者に据える
- ・分散している株式の買い取り及び事業用資産の整理
- ・事前の節税対策
- ・株式及び事業用資産分散防止策としての遺言書の作成
- ・経営者の引退時期、後継者の育成期間定め計画的に取組む

役員・従業員承継

特長

- ▶ 候補者を広く求めることができる
- ▶ 従業員に承継する場合、経営の一体性を保ちやすい

課題

- ▶ 後継者となる経営幹部の選定、教育、育成に時間を要する
- ▶ 自社株式及び事業用資産買取のための資金力がない場合がある
- ▶ 会社の負債や個人保証の処理が問題となる



Point

- ・早い段階から複数名の後継者を選定し育成する
- ・早い段階から株価への対応策を実施する
- ・役員報酬の引上げによる承継資金準備を確保する
- ・金融機関や専門家の助言を得ながら債務引継ぎ等の整理をする
- ・現経営者のもと親族間の了解、関係者全員の同意と協力を取り

社外への引継ぎ (M&A等)

特長

- ▶ 候補者を広く外部に求めることができる
- ▶ 現オーナー経営者が事業売却による利益を獲得できる

課題

- ▶ 希望の条件を満たす買い手を見つけるのが困難な場合もある
- ▶ 会社の負債や個人保証の処理が問題
- ▶ 現従業員の処遇の問題
- ▶ 経営の一体性を保つのが困難



Point

- ・どれだけ会社を高く売却できるか、そのための企業価値を向上する努力が必要
- ・社内外に対して秘密保持が重要、買い手に対しては情報開示が必要
- ・売却金額等は交渉次第となるが側面が強いので、知識と経験のある専門家と協力を深める

事業承継の構成要素

人 (経営)の承継

- ▶ 経営権

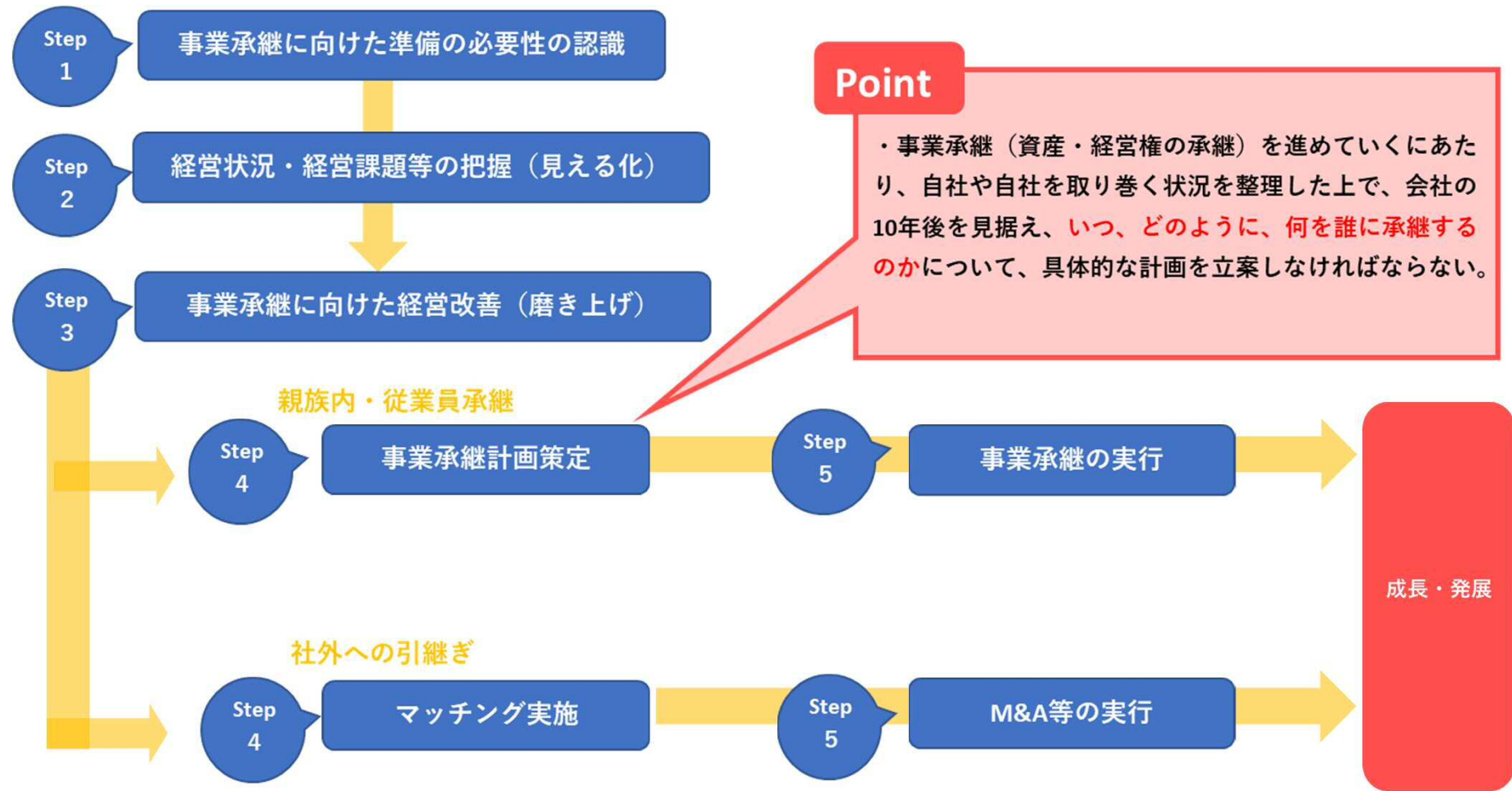
資産の継承

- ▶ 株式
- ▶ 事業用資産
(設備・不動産等)
- ▶ 資金
(運転資金・借入等)

知的資産の承継

- ▶ 経営理念
- ▶ 経営者の信用
- ▶ 知的財産権 (特許等)
- ▶ 従業員の技術や技能
- ▶ 取引先との人脈
- ▶ 許認可 等
- ▶ ノウハウ
- ▶ 顧客情報

事業承継に向けたステップ



事業承継計画書(サンプル)

<事業承継計画(様式)>

社名		後継者		親族内・親族外									
基本方針	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	売上高												
事業計画	経常利益												
	定款・株式・その他												
会社	年齢												
	役職												
現経営者	関係者の理解												
	後継者教育												
後継者	株式・財産の分配												
	持株(%)												
後継者	年齢												
	役職												
後継者教育	社内												
	社外												
後継者	持株(%)												
	補足												

【注意】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議の上で行ってください。
※様式は独立行政法人中小企業基盤整備機構のサイト (<http://www.smej.go.jp/keiei/jigyoshokai/057111.html>) から入手可能。

<事業承継計画(記入例)>

社名		後継者		親族内・親族外									
基本方針	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	売上高	8億円					9億円					12億円	
事業計画	経常利益	3千万円					3千5百万円					5千万円	
	定款・株式・その他		相続人に対する先贈請求の導入						親族保有株式を配当優先株式化				
会社	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	社長					会長			相談役		引退	
現経営者	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に紹介				役員の新着				
	後継者教育	後継者とコミュニケーションを取り、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継											
後継者	個人財産の分配								公正証書遺言作成				
	持株(%)	70%	65%	60%	55%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
後継者教育	社内												
	社外												
後継者	持株(%)												
	補足	・5年目の譲与時に事業承継税制の活用を検討。 ・遺言分に配慮して遺言書を作成(配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分)。 ・一部以外の株主(次男・長女)の保有株式を配当優先株式化することで均衡を図る。											

【注意】計画の実行にあたっては専門家と十分に協議の上で行ってください。

【出所:中小企業庁「事業承継ガイドライン(平成28年12月)】

財産の承継－税負担への対応

暦年課税贈与

想定される利用者 | 会社・個人事業主

- ・財産を生前贈与する場合、贈与税が課税される。
- ・暦年課税贈与を活用する場合、年間110万円の基礎控除を受けることができる。一方、税率は10%～55%の累進課税であるため、株式の評価額が高い場合には贈与税も非常に高額となり、後継者に多くの株式を贈与することが困難となる場合がある。

相続時精算課税贈与

想定される利用者 | 会社・個人事業主

- ・生前贈与を行う場合、暦年課税贈与によることが原則であるが、60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の子・孫への生前贈与について受贈者（子・孫）の選択により利用できる制度
- ・贈与税は特別控除により累積で2500万円までは課税されず、贈与額が2500万円を超えた場合、その超えた部分については一律20%の贈与税が課税される
- ・一度相続時精算課税制度を選択すると、その後同一の贈与者からの贈与については同制度が強制適用され、暦年課税制度によることができない
- ・贈与者の相続時には、贈与財産の贈与時の価額が相続財産に合算され、相続税において精算されるため、贈与財産の価額が相続時に上昇した場合には有利に、下落した場合には不利に働く

財産の承継－税負担への対応

個人間売買

想定される利用者 | 会社

- ・株価が将来も引き続き上昇し続けることが予想される場合、現在の評価額でオーナーから後継者に譲渡することにより後継者にとっての評価額を固定することが可能となる。
- ・将来の評価額上昇リスクを軽減することができる。

資産管理会社（後継者所有）での株式取得

想定される利用者 | 会社

- ・後継者が評価会社の株式を直接買い取る代わりに、後継者を主要株主とする経営管理・資金管理を担う資産管理会社を新たに設立し、その資産管理会社に評価会社の株式を取得させる方法。
- ・後継者は、評価会社の株式を直接的に所有せず、この資産管理会社を経由して間接保有することとなるため、評価会社の株式を直接的に保有している場合に比べて、評価会社の評価額の上昇を抑制することが可能となる。
- ・資産管理会社が株式を買い取るが、実質的には後継者が評価会社のオーナーとなる

財産の承継－税負担への対応

非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制）

想定される利用者 | 会社

- ・平成20年に成立した経営承継円滑化法に基づき、平成21年度税制改正により「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度」（事業承継税制）が創設。事業承継税制は、事業承継に伴って発生する相続税・贈与税の負担により事業継続に支障が生ずることを防止するため、一定の要件のもと、その納税を猶予・免除する制度である
- ・平成30年度税制改正では、「特例事業承継税制」が10年間の期間限定の措置として創設
- ・これまでの措置（一般措置）に加え、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大2/3まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた

比較	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (H30.4.1～H35.3.31まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (H30.1.1～H39.12.31まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大2/3まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	緩和	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境の悪化により 事業継続が困難な事由が 生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税制度 の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与 (子・孫以外の後継者への適用拡大)	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与

財産の承継－税負担への対応

従業員持株会への譲渡（売買または贈与）

想定される利用者 | 会社

- ・従業員に対して、配当還元価格で株式を譲渡することにより、オーナー一族の相続財産を減らすことができる。
- ・株式の散逸を防止するため、退職時には株式を譲渡させる等のルールを明確にしておく必要がある。

経営陣等による株式の買い取り（MBO）

想定される利用者 | 会社

- ・創業一族の経営陣、あるいは非創業一族の経営陣が、分散した株式を買い集めて経営権を掌握することをマネジメントバイアウト（MBO）という。
- ・経営権を1か所に集中させ、経営陣からの株式の散逸を防ぐことができる。

財産の承継－税負担への対応

自己株式の取得(金庫株)

想定される利用者 | 会社

- ・自己株式の取得（金庫株）とは、自社が発行した株式を取得すること。
- ・平成13年度の商法改正に伴う金庫株の創設により、取得目的に関係なく、会社の意思で自己株式を自由に取得・保有することが可能となった。
- ・平成18年5月1日施行の会社法で制度の拡充が行われた。
- ・自己株式の取得は、相続納税資金を会社が負担することを意味する。

種類株式の活用

想定される利用者 | 会社

- ・剰余金配当優先株式、議決権制限株式、全部取得条項付株式、拒否権付株式（黄金株）などが事業承継に活用できる種類株式の例である。

財産の承継－税負担への対応

遺言書の作成（公正証書遺言）

想定される利用者 | 会社・個人事業主

- ・遺言により、現経営者がもつ株式を集中して後継者に移転させることができる。
- ・特に遺産の大部分が自社株式や事業用資産である場合、他の相続人が事業用資産などについても自身の取り分を主張することがあるため、事業の継続に必要な財産が各相続人に分配されてしまう可能性がある。
- ・遺言書作成時には、他の相続人が遺留分※の主張をすることがないように注意する必要がある。

※配偶者・子供のどちらか一方がいる場合：遺留分＝法定相続分×1/2

※父・母だけの場合：遺留分＝法定相続分×1/3

※兄弟姉妹の場合：遺留分なし

自社株式の信託

想定される利用者 | 会社

- ・平成18年に信託法が改正され、後継ぎ遺贈型受益者連続信託や遺言代用信託など、事業承継において信託を活用できる幅が広がった。
- ・信託は信託契約の定め方によって自由な設計が可能である点が特徴であり、事業承継に際しても、先代経営者や後継者の希望に沿った財産の移転が可能となる。
- ・自社株を信託すれば、①事業承継の確実性・円滑性、②後継者の地位の安定性、③議決権分散防止効果、④財産管理の

財産の承継－株価への対応

生命保険の活用

想定される利用者 | 会社

- ・会社が保険契約者及び保険金受取人となり、役員が被保険者となる保険を使い、株式評価額の上昇を抑制する。
- ・会社が受け取る保険金は退職金に充当することによって、納税資金を確保することができる。

役員退職金等の活用

想定される利用者 | 会社

- ・臨時的な損失は年利益金額から差し引くことができるので、役員退職金として損失を計上し、株式評価額を軽減する方法がある。

含み損のある資産の売却

想定される利用者 | 会社

- ・スクラップアンドビルドにより、老朽化した建物や設備の含み損失を計上し、株式評価額を軽減する方法。
- ・含み損のある土地を保有している場合には、時価で譲渡することによって含み損が顕在化し、株式評価額が軽減される。

財産の承継－株価への対応

償却資産の取得（大型設備投資、オペレーティングリース等）

想定される利用者 | 会社

- ・償却資産を取得し、利益を圧縮する方法。
- ・償却額が大きいほど利益を圧縮する効果があるが、会社運営に支障をきたさないような配慮が必要である。
- ・オペレーティングリースにより、大型の償却資産を取得した場合と同様の効果を得て、利益を圧縮することも可能。

高収益部門の分離

想定される利用者 | 会社

- ・事業部門のうち、高収益部門を会社分割により別会社として独立させる。
- ・建物を別会社に賃貸することで、純資産価額の株式の評価において建物を貸家評価・土地を貸家建物付地評価として評価を下げるができる。
- ・既存会社には低収益部門が残るため、利益が減少し、株式評価額は軽減される。

組織再編の活用

想定される利用者 | 会社

- ・合併、会社分割、株式交換等を使い、株式評価額を軽減する方法がある。

財産の承継－株価への対応

会社規模の変更

想定される利用者 | 会社

- ・株価は、会社規模（大会社、中会社、小会社）に応じて、類似業種比準価格と純資産価格の併用方式により計算される。
- ・会社規模は、①直前期末以前1年間の従業員数、②直前事業年度末日における総資産価格、③直前期末以前1年間の取引金額によって判定。
- ・一般的には、類似業種比準価格の方が、純資産価格より低いとされており、会社規模が大会社に近づくほど、評価額を計算するうえで類似業種比準価格を用いることができる割合が大きくなり、株価は低くなる。
- ・仮に、類似業種比準価格が純資産価格を上回った場合であっても、その場合は低い方の純資産価格で評価されるため、会社の規模を大きくして不利になることはない。

事業承継税制(非上場株式等の納税猶予制度)の改正点

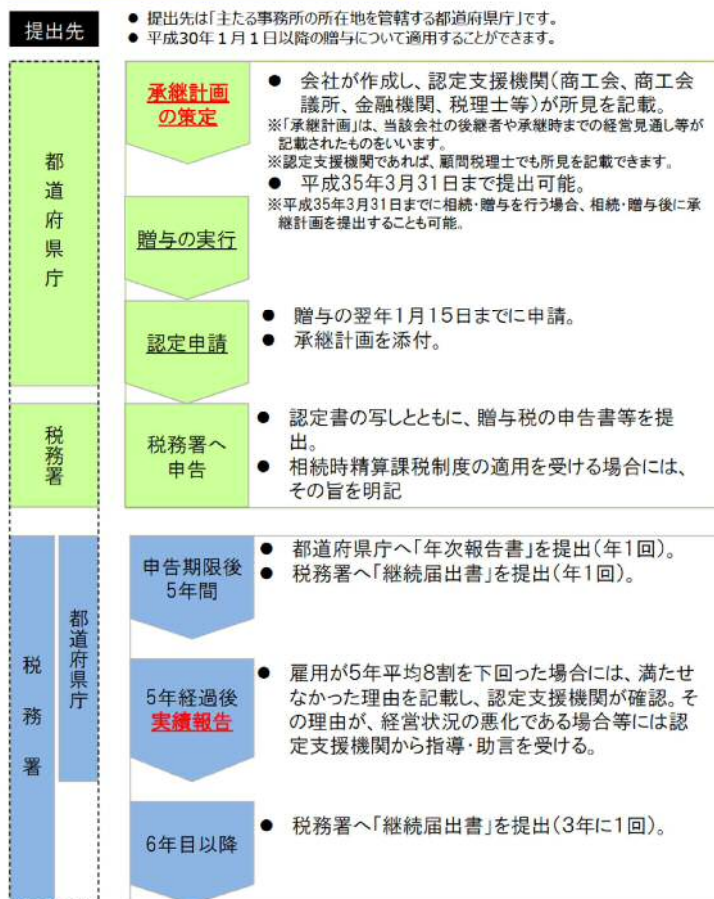
- ・平成20年に成立した経営承継円滑化法に基づき、平成21年度税制改正により「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度」(事業承継税制)が創設。事業承継税制は、事業承継に伴って発生する相続税・贈与税の負担により事業継続に支障が生ずることを防止するため、一定の要件のもと、その納税を猶予・免除する制度である
- ・平成30年度税制改正では、「特例事業承継税制」が10年間の期間限定の措置として創設
- ・これまでの措置(一般措置)に加え、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大2/3まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等がされた

比較	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (H30.4.1~H35.3.31まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (H30.1.1~H39.12.31まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大2/3まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	緩和	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境の悪化により 事業継続が困難な事由が 生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税制度 の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与 (子・孫以外の後継者への適用拡大)	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与

納税猶予を受けるための手続き

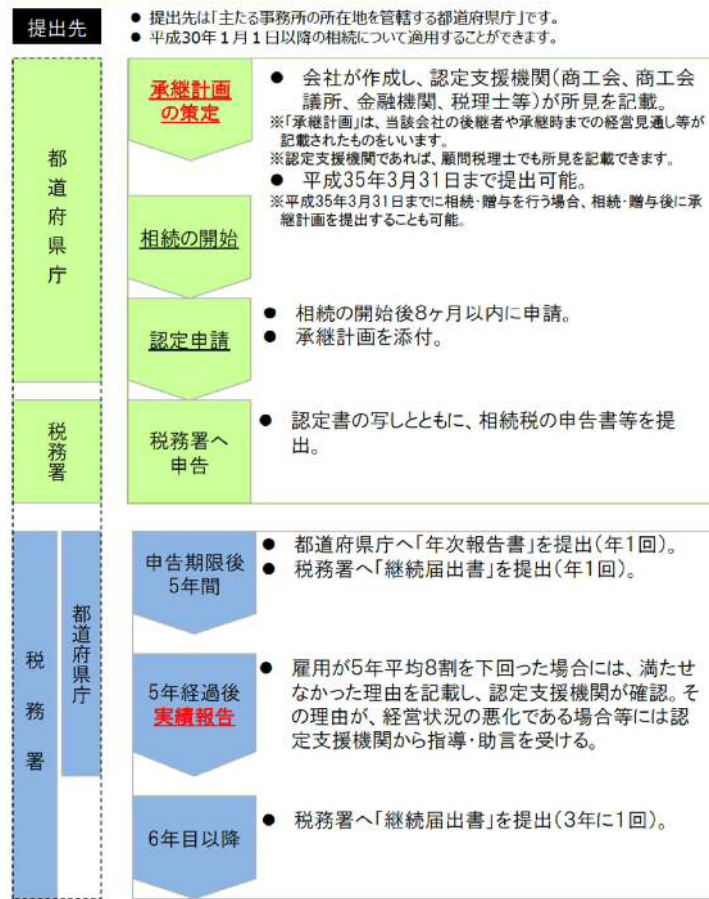
納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

(1) 贈与税の納税猶予についての手続



納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

(2) 相続税の納税猶予についての手続



【出所: 中小企業庁「納税猶予を受けるための申請手続き」】

特例承継計画(記載例)

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

●●●●年●月●日
●●県知事 殿

郵便番号 000-0000
会社所在地 ●●県●●市…
会社名 中小鑄造株式会社
電話番号 ***-***-****
代表者の氏名 中小 一郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	鋳鉄鋳物製造業
資本金額又は出資の総額	50,000,000 円
常時使用する従業員の数	75 人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	中小 太郎
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無(退任日 平成 29 年 3 月 1 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名(1)	中小 一郎
特例後継者の氏名(2)	
特例後継者の氏名(3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期(予定)	平成 30 年 10 月
当該時期までの経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工作機械向けパーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上がりが続き、売上高営業利益率が低下している。 ▶ また、人手不足問題は大きな課題であり、例年行っている高卒採用も応募が減ってきている。発注量に対して生産が追いつかなくなっており、従業員が残業をしておこなっている。今年からベトナム人研修生の受け入れを開始したが、まだ十分な戦力とはなっていない。
当該課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原材料値上がりに伴い、発注元との価格交渉を継続的に行っていく。合わせて、平成 30 年中に予定している設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。 ▶ 人材確保のため地元高校での説明会への参加回数を増やし、リクルート活動を積極的に行う。またベトナム人研修生のスキルアップのために、教育体制を見直すとともに、5S の徹底を改めて行う。

5 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計部門を増強するとともに、導入を予定している新型 CAD を活用し、複雑な形状の製品開発を行えるようにすることで、製品提案力を強化し単価の向上を図る。 ・ 海外の安価な製品との競争を避けるため、BtoB の工業用品だけでなく、鋳物を活用したオリジナルブランド商品の開発(BtoC)に着手する。 ・ 生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。
2 年目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新工場用の用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。 ・ 電気炉の入れ替えを行い、製造コストの低下を図る。 ・ オリジナルブランド開発について一定の結論を出し、商品販売を開始する。

【出所: 中小企業庁「申請書類」】

特例承継計画(記載例)

3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新工場建設着工を目指す。 ・ 3年目を迎える技能実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について議論を行う。
4年目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新工場運転開始を目指すとともに、人員配置を見直す。増員のための採用方法については要検討。 ・ 少数株主からの株式の買い取りを達成する。
5年目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新工場稼働による効果と今後の方向性についてレビューを行う。

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- ③ 申請書の写し(別紙を含む)及び施行規則第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- ④ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が記載する。

(記載要領)

- ① 「2 特例代表者」については、本申請を行う時における申請者の代表者(代表者であった者を含む。)を記載する。
- ② 「3 特例後継者」については、該当するものが一人又は二人の場合、後継者の氏名(2)の欄又は(3)の欄は空欄とする。
- ③ 「4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画」については、株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができる。

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	●●商工会議所 印
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	中小企業相談所長 △△ △△
住所又は所在地	●●県●●市●●-

2 指導・助言を行った年月日

平成 30 年 6 月 4 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は先代経営者である会長が保有しているが、一部現経営者の母、伯父家族に分散しているため、贈与のみならず買い取りも行って、安定した経営権を確立することが必要。

原材料の値上げは収益力に影響を与えているため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、商品の納入先と価格交渉を継続的に行っていくことが必要。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることを説得力を持って要求する必要がある。

新工場建設については、取引先の増産に対応する必要があるか見極める必要あり。最終商品の需要を確認するとともに、投資計画の策定の支援を行っていく。

なお、税務面については顧問税理士と対応を相談しながら取り組みを進めていくことを確認した。

【出所: 中小企業庁「申請書類」】

特例贈与認定申請書(記載例)

様式第7の3

第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書

平成30年6月11日

都道府県知事名 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇
 会社所在地 福島県・・・
 会社名 株式会社〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇
 代表者の氏名 福島次郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(同法施行規則第6条第1項第11号の事由に係るものに限る。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特例承継計画の確認について

施行規則第17条第1項第1号の確認(施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項	確認の有無	■有 □無(本申請と併せて提出)	
	「有」の場合	確認の年月日及び番号	平成30年6月1日 (号)
		特例代表者の氏名	福島太郎
		特例後継者の氏名	福島次郎

2 贈与者及び第一種特例経営承継受贈者について

贈与の日	平成30年5月30日
第一種特例贈与認定申請基準日	平成30年5月30日
贈与税申告期限	平成31年3月15日
第一種特例贈与認定申請基準事業年度	平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで

総株主等 議決権数	贈与の直前	(a)	1 個
	贈与の時	(b)	1 個
贈与者	氏名	福島太郎	
	贈与の時の住所	福島県・・・	
	贈与の時の代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 ■無	
	贈与の時における過去の法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の有無	<input type="checkbox"/> 有 ■無	
	代表者であった時期	平成10年6月11日から 平成30年6月11日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者(第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。)が有する議決権数をも下回っていないかつ時期(*)	平成10年6月11日から 平成30年6月11日	
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	1 個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(d)+(e) ((d)+(e))/(c)	個 %
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d) (d)/(c)	個 %
	(*)の時期における 同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(f)+(g) ((f)+(g))/(a)	個 %	
贈与の直前における保有議決権数及びその割合	(f) (f)/(a)	個 %	
贈与の直前における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	(g) (g)/(a) 個 %
(*2)から(*3)を控除した残数又は残額	(i)・(j)	株(円)	

特例贈与認定申請書(記載例)

	贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限のない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)	(h)	株(円)	
	(*1)の3分の2(*2)	(i)=(h)×2/3	株(円)	
	贈与の直前において第一種特例経営承継受贈者が有していた株式等の数又は金額(*3)	(j)	株(円)	
	贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数又は金額		株(円)	
	贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないものに限る。)の数又は金額		株(円)	
第一種特例経営承継受贈者	氏名	福島次郎		
	住所	福島県・・・		
	贈与の日における年齢	40歳		
	贈与の時における贈与者との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外		
	贈与の時における代表者への就任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	贈与の時における過去の法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。)に係る受贈の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	贈与の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(k)+(l)+(m)	個	
		((k)+(l)+(m))/(b)	%	
	保有議決権数及びその割合	贈与の直前	(k)	個
		(k)/(a)	%	
贈与の時		(k)+(l)	個	(*4)のうち租税特別措置法第70条の7の5第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)
	((k)+(l))/(b)	%	個	
	(*5)のうち第一種特例贈与認定申請基準日までに譲渡した数			個
贈与の時における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	(m) 個

			(m)/(b)	%
--	--	--	---------	---

3 贈与者が第一種特例経営承継受贈者へ第一種特例認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
第一種特例贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者(当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- ③ 申請書の写し(別紙1及び別紙2を含む)及び施行規則第7条第6項の規定により読み替えられた同条第2項各号に掲げる書類を添付する。
- ④ 「施行規則第17条第1項第1号の確認(施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には、本申請と併せて施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付する。また、施行規則第18条第1項又は第2項に定める変更をし、当該変更後の確認を受けていない場合には、本申請と併せて同条第5項の規定により読み替えられた前条第2項に掲げる書類を添付する。
- ⑤ 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- ⑥ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有

特例贈与認定申請書(記載例)

型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 「贈与者から贈与により取得した数」については、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。
- ③ 「認定申請基準事業年度における特定資産等に係る明細表」については、第一種特例贈与認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- ④ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- ⑤ 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑥ 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑦ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑧ 「(*1)の3分の2については、1株未満又は1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額を記載する。
- ⑨ 「特別子会社」については、贈与の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(別紙1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容		製造業			
資本金の額又は出資の総額		33,000,000円			
認定申請基準事業年度における特定資産等に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く。）			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 225,328,505円	(15) 0円
	現に自ら使用していないもの			(6) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(9) 円	(20) 円

特例贈与認定申請書(記載例)

現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 486,510,580 円	(21) 123,245 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等(施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 486,510,580 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 123,245 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,495,925,837 円	総収入金額	(26) 876,255,645 円	
認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間(贈与の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	剰余金の配当等 円	損金不算入となる給与 円	(27)	(28)
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=(23)+(27)+(28) /((24)+(27)+(28)) 32.5%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 0.01%	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)		
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)	876,255,645 円			

(別紙2)

認定中小企業者の常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	贈与の時 (a)+(b)+(c)-(d)	100 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	80 人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b)	人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	17 人
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d)	3 人

2 贈与の時以後における認定中小企業者の特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/>		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a)	個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

後継者への株式・事業用資産集中と分散防止

1

生前贈与

- ▶ 想定される利用者：会社・個人事業主
- ▶ 先代経営者の意思に基づき確実に事業承継を進めることができる手法のため、円滑な事業承継実現が可能
- ▶ 一定額以上の株式・事業用資産を贈与する場合、贈与税が課税されるため、暦年課税制度・相続時精算課税制度・事業承継税制を活用し、贈与税軽減策を検討することが不可欠

2

安定株主の導入

(役員・従業員持株会、投資育成会社、金融機関、取引先等)

- ▶ 想定される利用者：会社
- ▶ 安定株主とは、現経営者の経営方針に賛同し、長期間にわたって保有を継続してくれる株主。
- ▶ 経営者は安定株主の保有株式と合計して安定多数の議決権割合を確保することができる。
- ▶ 安定株主が一定割合の株式を保有するため、経営者の相続財産総額が減少する。
- ▶ 経営に第三者の立場で客観的な視点からの助言や中小企業経営者が持っていない知見に基づく助言を受けられる。

3

遺言（公正証書）の活用

- ▶ 想定される利用者：会社・個人事業主
- ▶ どの財産を誰に承継するかを明確にすることで、争相続や遺産分割協議を回避し、後継者に株式や事業用資産を集中させることができる
- ▶ なお、遺言書作成時には、他の相続人が遺留分の主張をすることがないように注意する必要がある。
※ 配偶者・子供どちらか一方がいる場合：遺留分＝法定相続分×1/2
※ 父・母だけの場合：遺留分＝法定相続分×1/3
※ 兄弟姉妹の場合：遺留分なし

ITを活用した経営管理

【before】

従来の会計



- 今まで行っていた伝票作成が不要となり時間とコストを削減できる
- 銀行口座やクレジットカードとのデータ連携ができる
- 法改正への対応が簡単（更新作業をしなくても常に最新のバージョン）
- データがクラウドサーバーに保管されるためバックアップが不要

従来の勤怠管理



- タイムカードを手作業で集計したものが省略され生産性がupする
- ペーパーレス化されコスト削減につながる
- 適切な労働時間管理が可能（通常の労働時間、残業、休日出勤、休暇等）
- 不正打刻の完全防止
- 勤怠管理から給与計算まで一連の作業を管理できる

従来の販売管理



- 販売戦略の立案や経営判断を迅速に行うことができる
- 販売データを蓄積することで、市場の動向や今後の販売戦略を立てやすくなる

【after】

クラウド会計の導入



自動入力



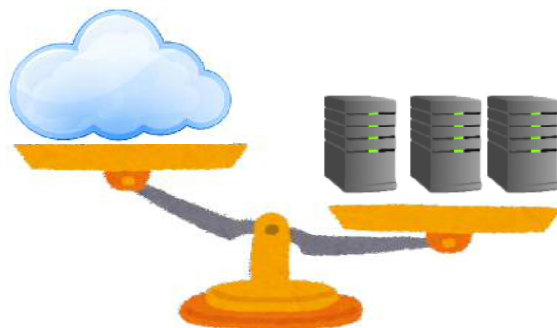
クラウド勤怠管理の導入



クラウド販売管理の導入



クラウド・サービスの利点



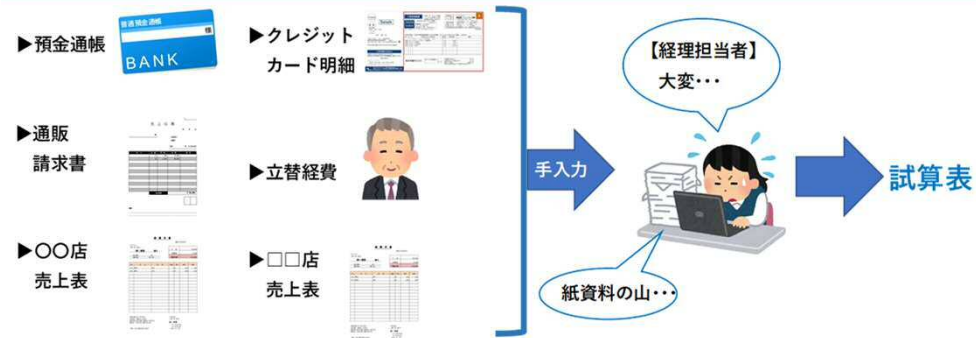
IT導入におけるクラウド・サービスの利点

- ①サーバー等の設備を自ら保有することが不要。技術者の常駐も不要。
 - 導入が比較的容易。
- ②初期導入・運用管理コストが低い（月額数千円～、オンプレミス型※なら導入で数千万円）。
 - 導入に失敗しても撤退が可能。
- ③データ連携によっては、予約情報から売上データを生成でき、日々の決算が可能に。
 - 経営者に「経営を考える時間」が与えられる。
 - 日々の売上高を見ているうちに、「経営者」に脱皮する。
- ④企業間連携のツールとしては、クラウド・サービスの方がやりやすい。
- ⑤バックオフィス業務の効率化による人員配置の最適化。
 - IT導入によりこれまで会計業務や総務業務を行ってきた担当者を別な業務へ配置転換

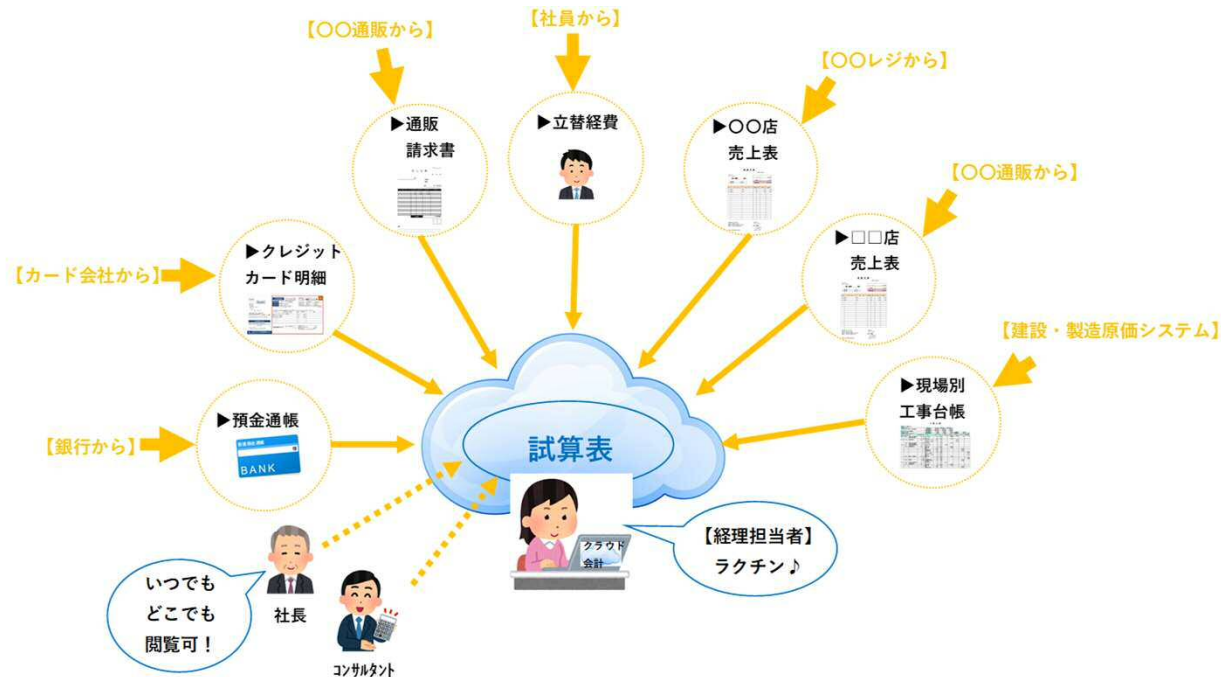
※クラウド・サービスと異なり、サーバー等の設備を自ら保有する方式を指す。

クラウド・サービスを導入すると・・・

従来

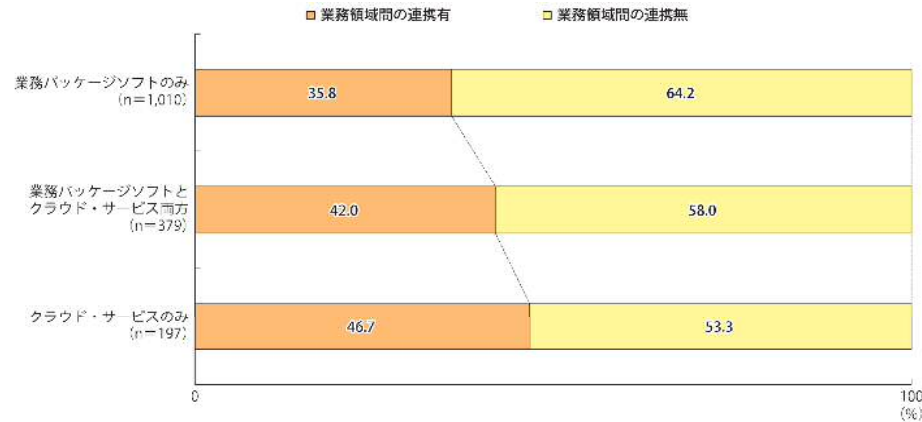


ITの導入



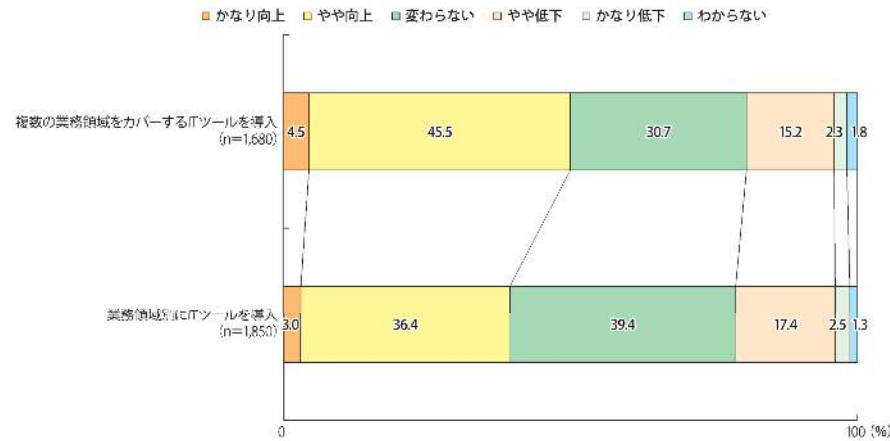
業務領域間の機能連携と導入IT

【業務領域間の機能連携と導入IT】



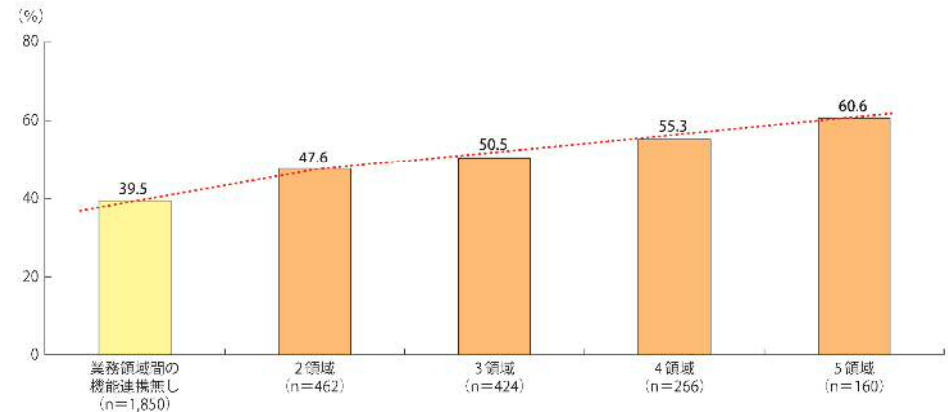
資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 (注)「開発したシステム（外注、自社開発を問わず）」あるいは「上記以外のIT」を導入していると回答した者は除いている。

【業務領域間の機能連携と3年前と比べた労働生産性】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

【連携によりカバーされている領域の数と労働生産性】

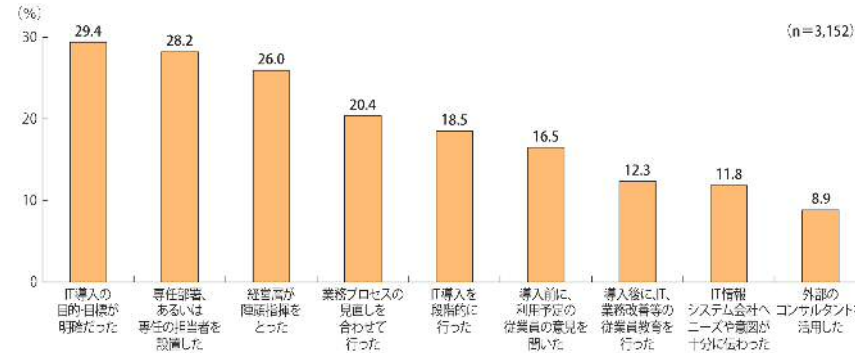


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 (注)1. 本書における労働生産性は、3年前と比べて労働生産性が「かなり向上」、「やや向上」と回答した企業の比率である。
 2. ここでいう業務領域とは、「財務・会計」、「人事・労務」、「顧客管理」、「在庫管理」、「受発注」の5区分である。
 3. 「その他」の業務領域は集計対象外としている。

【出所：中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

IT導入の効果がうまく得られた理由と労働生産性

【IT導入の効果がうまく得られた理由】

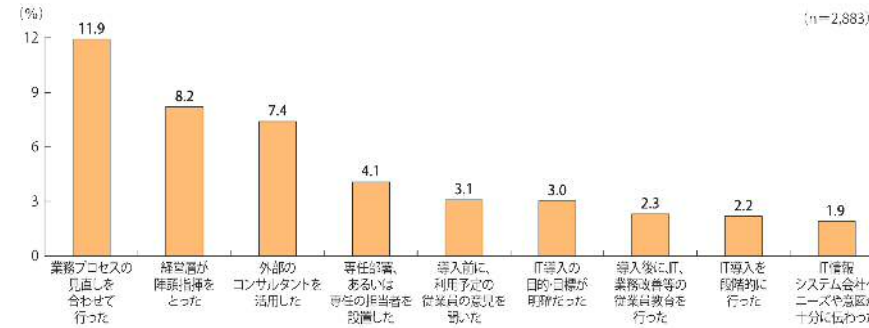


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 (注)1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

2. 「その他」の回答は表示していない。

3. 「財務・会計」、「人事・労務」、「顧客管理」、「在庫管理」、「受発注」、「企業全体での総合評価」の少なくとも1項目以上で、「ITを導入し期待した効果が得られている」あるいは「ITを導入しある程度の効果が得られている」と回答した者を集計している。

【IT導入の効果がうまく得られた理由と労働生産性】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

(注)1. 本図における労働生産性は、3年前と比べて労働生産性が「かなり向上」、「やや向上」と回答した企業の比率である。

2. 各取組を行った場合と行っていない場合の、労働生産性が向上した企業の比率の差を求めた。

3. 「その他」の回答は表示していない。

4. 「財務・会計」、「人事・労務」、「顧客管理」、「在庫管理」、「受発注」、「企業全体での総合評価」の少なくとも1項目以上で、「ITを導入し期待した効果が得られている」あるいは「ITを導入しある程度の効果が得られている」と回答した者を集計している。

【出所：中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

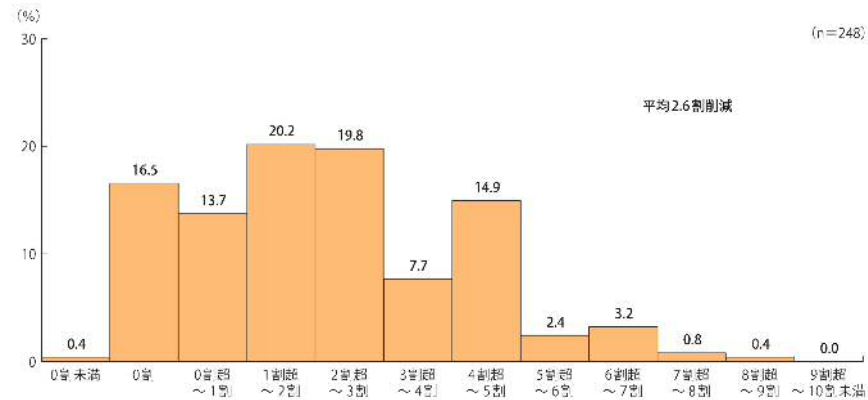
クラウド会計の導入による生産性向上

【会計業務におけるITの導入状況】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

【クラウド会計の導入による月次処理の人日削減割合】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 (注) 会計業務において「会計ソフト（クラウド型）」を利用した者を集計している。

【出所：中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

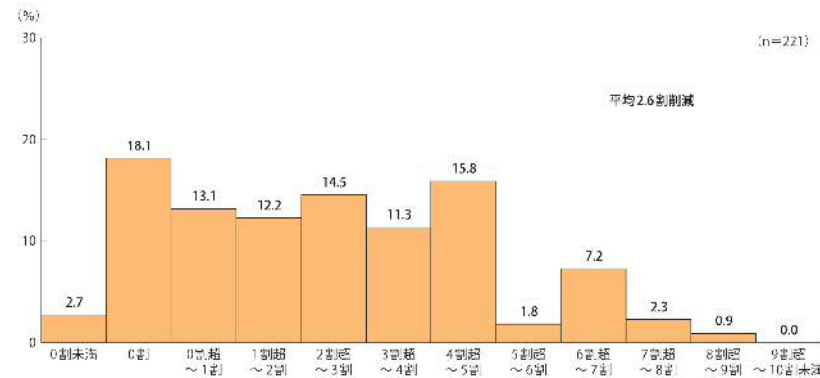
クラウド勤怠管理の導入による生産性向上

【勤怠管理業務におけるITの導入状況】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

【クラウド勤怠管理の導入による月次処理の人手削減割合】

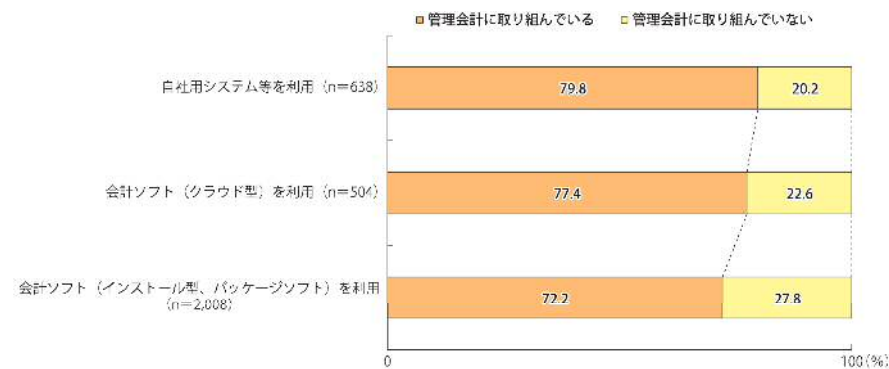


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 (注) 勤怠管理業務において「勤怠管理ソフト（クラウド型）を利用」と回答した者を集計している。

【出所：中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

管理会計への取り組みによる収益性向上

【管理会計の取組率(会計業務での利用IT別)】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」(2017年12月)
 (注)1. ここでいう管理会計とは、経営の意思決定のための採算管理や原価管理等である。
 2. 「自社用システム等を利用」は「自社で開発したシステムを利用」、「外注して開発したシステムを利用」、「オフィスソフトを利用」を
 集約している。

【管理会計の取組有無と直近3年前の経常利益額】

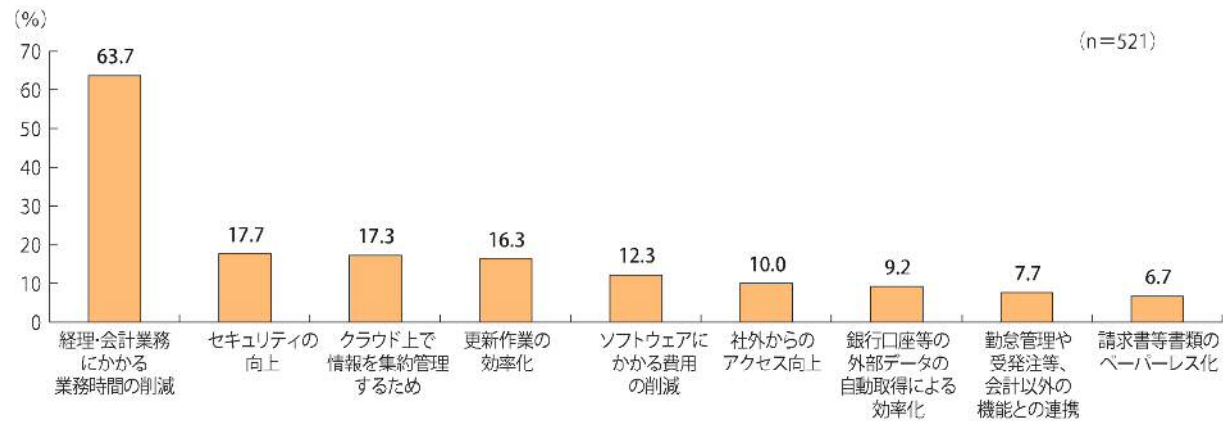


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」(2017年12月)
 (注) ここでいう管理会計とは、経営の意思決定のための採算管理や原価管理等である。

【出所：中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

クラウド会計の導入により得られた効果

【クラウド会計の導入により得られた効果】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

(注)1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

2. 「その他」および「わからない」の回答は表示していない。

3. 会計業務において「会計ソフト（クラウド型）を利用」と回答した者を集計している。

【出所：中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

サービス生産性向上IT導入支援事業

IT導入補助金
平成29年度補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業

ITツールを導入して
業務効率化・売上アップを
目指しましょう!

中小企業・小規模事業者の
みなさまが活用できる補助金です。

自社の課題・ニーズに合わせて
様々な業種・組織形態の方にご活用いただけます!

<p>飲食サービス業</p> <p>【顧客管理システムを導入】</p> <p>顧客の好みやアレルギー等をITツールで記録。きめ細かいサービスを提供しリピーターを獲得!</p>	<p>卸売業・小売業</p> <p>【在庫管理システムを導入】</p> <p>商品の在庫管理を一括データ化! 業務効率の改善を後押しし、加盟店との連携も迅速に。</p>
<p>保育・介護事業</p> <p>【コミュニケーションツールを導入】</p> <p>仮票・書類作成をIT化。書類作成・提出までの時間が短縮。早番・定番職員の情報共有も円滑に!</p>	<p>運送業</p> <p>【車両管理システムを導入】</p> <p>効率的な配車を最適化により、従業員1人あたりの勤務時間短縮を実現!</p>
<p>宿泊業</p> <p>【予約管理システムを導入】</p> <p>予約状況をリアルタイム一元管理。新規のお客さまの獲得や予約率向上を実現。</p>	

二次公募 交付申請期間：2018年6月20日(水)～8月3日(金)まで
【三次公募は8月中旬に交付申請開始の予定です】

詳しくは
最優先▶▶

IT導入補助金のうれしい3つポイント

- 1 多彩なITツールの中から自社のニーズに合わせてツールを選ぶ**

多数のIT導入支援事業者*によって、みなさまの様々な課題・ニーズに対応したITツールが登録されています。

ITツールとは、ソフトウェア・サービス等のことです。
- 2 IT導入支援事業者が申請をサポート**

IT導入支援事業者が、補助金の交付申請や実績報告などの申請・手続きをサポート。必要な情報を取りまとめてくれるので、初めて補助金を申請する方も、安心です。
- 3 ホームページには業務効率化・売上アップに向けた情報が満載!**

いくつかの質問に答えるだけで自社の経営状態を診断できるオンラインツールや、ITツールの導入で生産性を向上させた事業者の取り組み事例など、経営改善のヒントが満載です。

*IT導入支援事業者とは、本補助金で中小企業・小規模事業者のみなさまがITツールを導入するために、事業地へ赴き及び認定を受けたITベンダーサービス事業者です。IT導入支援事業者の役割や責任等の詳細についてはホームページをご確認ください。

<p>IT導入補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費 ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等 本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。 補助金の上限額・下限額・補助率 <table border="1"> <tr> <td>上限額</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>下限額</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 注意事項 交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。 <p>○ 交付申請 ▶ 交付決定 ▶ 契約・導入</p> <p>✕ 契約・導入 ▶ 交付申請</p>	上限額	50万円	下限額	15万円	補助率	1/2以下	<p>ホームページ</p> <p>本補助金の詳細についてはホームページをご確認ください。</p> <p>導入可能なITツールやIT導入支援事業者に関する情報も順次ご確認いただけます。</p> <p>IT導入補助金 検索</p> <p>https://www.it-hojo.jp/</p> <p>Facebookページでも最新情報をお知らせしています!</p> <p>@it.hojokin</p>
上限額	50万円						
下限額	15万円						
補助率	1/2以下						

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

0570-000-429 (通話料がかかります)

伊東町とらぎ
本町1-10-15 042-303-1441

受付時間 9:30～17:30 (土・日・祝日除く)

*電話番号はお間違いないようお願いいたします。

サービス生産性向上IT導入支援事業

【平成28年度の執行実績(採択件数ベース)】

<地域毎の採択件数>

所在地	採択数	所在地	採択数	所在地	採択数
北海道	516	石川県	216	岡山県	338
青森県	116	福井県	95	広島県	360
岩手県	116	山梨県	65	山口県	146
宮城県	213	長野県	267	徳島県	108
秋田県	44	岐阜県	262	香川県	341
山形県	93	静岡県	457	愛媛県	152
福島県	137	愛知県	873	高知県	74
茨城県	201	三重県	226	福岡県	562
栃木県	156	滋賀県	134	佐賀県	96
群馬県	238	京都府	347	長崎県	107
埼玉県	480	大阪府	1,239	熊本県	217
千葉県	429	兵庫県	569	大分県	125
東京都	2,280	奈良県	164	宮崎県	89
神奈川県	658	和歌山県	145	鹿児島県	209
新潟県	175	鳥取県	82	沖縄県	141
富山県	150	島根県	93	計	14,301

<従業員数別採択件数>

従業員数	5名以下	6～50名	51～100名	101名以上
採択数	6,570	6,359	855	488

<業種別の採択件数>

業種	採択数
飲食	1,586
宿泊	174
卸・小売	2,345
運輸	285
医療	1,505
介護	453
保育	139
その他(製造、建設等)	7,814

<交付額規模毎の採択件数>

補助金額	採択数
20～29万円	1,991
30～39万円	1,345
40～49万円	1,696
50～59万円	820
60～69万円	1,074
70～79万円	2,670
80～89万円	460
90～100万円	4,245

【出所:中小企業庁「中小企業白書(2018)」】

MEMO

